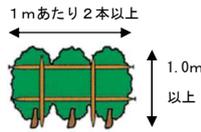


■ 生け垣整備事業

- 公共空間に面する部分の生け垣整備
- 専用住宅を除く建築物に付随する屋外駐車場（5台以上）のハーモニカ緑化



対象区域 ・ 市内全域

補助金額 [景観形成区域・重要広域幹線景観形成区域]  
 ・ 補助率：70%、限度額：50万円  
 [上記以外]  
 ・ 補助率：25%、限度額：20万円

基準 ・ 高さ：1m以上  
 ・ ピッチ：1mあたり2本以上  
 ・ 合計延長：3m以上

■ 外構修景事業

- 公共空間に面する土塀の新設及び板塀、竹垣の新設・修繕



対象区域 ・ 伝統環境保存区域

補助金額 ・ 補助率：70%、限度額：50万円

基準 ・ 合計延長：3m以上  
 ・ 板塀、竹垣は自然素材を使用したもの（擬木、擬竹は補助対象外）

■ 土塀修復事業

- 伝統的な既存土塀の修復



対象区域 ・ 景観形成区域

補助金額 ・ 補助率：70%、限度額：200万円

基準 ・ 合計延長：3m以上  
 ・ 既存土塀の修復に限る

■ 巨木適正管理事業

- 周辺住民に危害や悪影響を及ぼすおそれがある巨木の枝打ち等

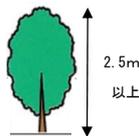
対象区域 ・ 斜面緑地保全区域

補助金額 ・ 補助率：70%、限度額：20万円

基準 ・ 高さ8m以上の巨木の枝打ち  
 ・ 密集樹木の間引き  
 ・ 竹林の伐採、枯木の伐採・除去

■ 高木緑化事業

- 公共空間から望みえる高木・中木の植栽・移植



対象区域 ・ 斜面緑地保全区域

補助金額 ・ 補助率：70%、限度額：30万円

基準 ・ 3本以上の中高木（高さ2.5m以上）

■ 保全団体活動支援事業

- 斜面緑地を良好に維持管理するための団体活動

対象区域 ・ 斜面緑地保全区域

補助金額 ・ 1年間あたり10万円

基準 ・ 樹木の間引き、補植、枝打ち、剪定、除草、清掃等

■ 沿道緑化事業

- 沿道セットバック部分の中高木を含む緑化

対象区域 ・ 諸江通り区域  
 ・ 西インター大通り区域  
 ・ 東インター大通り区域

補助金額 ・ 補助率：70%、限度額：30万円

基準 ・ 1本以上の中高木の植栽を含むもの

■ 屋外広告物等撤去事業

- 屋外広告物等の撤去

対象区域 ・ まちなか区域

補助金額 [通常の撤去]  
 ・ 補助率：50%、限度額：25万円

基準 ・ 基準に合致しない広告物等の撤去  
 [別途、補助事業あり（沿道景観、川筋景観）]

■ 屋根修景事業

- 河川側から望みえる屋根の改修

対象区域 ・ 川筋景観保全区域

補助金額 ・ 補助率：50%、限度額：50万円

基準 ・ 黒の日本瓦葺きによる屋根の改修

■ 外壁修景事業

- 河川側から望みえる外壁の改修

対象区域 ・ 川筋景観保全区域

〔浅野川区域：梅ノ橋～中の橋〕  
 〔犀川区域：桜橋～新橋〕

補助金額 ・ 補助率：50%、限度額：50万円

基準 ・ 推奨色を採用した外壁の改修

■ 屋外設備修景事業

- 河川側から望みえる既存設備の目隠し

対象区域 ・ 川筋景観保全区域  
 〔浅野川区域：梅ノ橋～中の橋〕  
 〔犀川区域：桜橋～新橋〕

補助金額 ・ 補助率：50%、限度額：50万円

基準 ・ 屋上及び壁面の既存設備をルーバー、格子等で目隠し

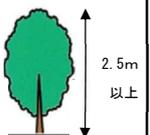
■ 緑化事業

- 河川側から望みえる高木・中木の植栽

対象区域 ・ 川筋景観保全区域

補助金額 ・ 補助率：70%、限度額：30万円

基準 ・ 1本以上の中高木（2.5m以上）



■ 屋根修景事業

○眺望点から望見することができる屋根の修景

対象区域 ・ 近景形成区域

補助金額 ・ 補助率：50%、限度額：50万円

基準 ・ 現状において黒の瓦葺きではない屋根について、黒の日本瓦葺きによる屋根の改修

■ 屋外設備修景事業

○眺望点から望見することができる既存設備の目隠し修景

対象区域 ・ 近景形成区域

補助金額 ・ 補助率：50%、限度額：50万円

基準 ・ 現状において屋上、壁面等に存する屋外設備について、目隠し修景、移設等による改修

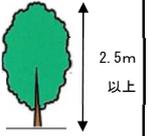
■ 緑化事業

○眺望点から望見することができる高木・中木の植栽

対象区域 ・ 近景形成区域

補助金額 ・ 補助率：70%、限度額：30万円

基準 ・ 1本以上の中高木（2.5m以上）



※景観形成区域は、「伝統環境保存区域」「伝統環境調和区域」「近代的都市景観創出区域」の総称です。

※その他、「景観地区まちなみ修景事業（長町景観地区）」があります。

※詳細については、景観政策課へご確認ください。